

第二次健康増進計画「健康みらい柏崎 21」の概要と推進体制

1 計画の概要

- 1) 計画の位置づけ(法的根拠)
 - ・健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画として策定。
 - ・市の現状と「健康日本21(第二次)」「健康にいがた21(第二次)」を踏まえ、柏崎市第五次総合計画や各ライフステージにおける市民の健康に関する各計画と整合性を図る。
- 2) 計画期間 ・平成28(2016)年から令和7(2025)年度(10年間)
- 3) 対象 ・乳幼児期から高齢期までのすべての市民
- 4) 8つの分野

(1) 栄養・食生活	(5) こころの健康
(2) 歯・口腔の健康	(6) がん(悪性新生物)
(3) 身体活動・運動	(7) 循環器疾患・糖尿病
(4) 喫煙・飲酒	(8) 健康を支える地域づくり

2 令和3(2021)～令和4(2022)年度の重点課題

- 1) 青壮年期への働きかけの強化
- 2) 生活習慣によるがんの予防と早期発見への取組

3 推進体制

